

# 民間機関等における研究開発プロジェクト認定審査委員会 運営規則

平成 29 年 11 月 14 日  
内閣府 政策統括官  
(科学技術・イノベーション担当)

## (目的)

第 1 条 本運営規則は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が実施する科学技術イノベーション総合戦略 2017「民間機関等における研究開発プロジェクト公募」（以下、「公募」という）に応募された研究開発プロジェクトの認定に係る審査を行うための審査委員会（以下、「委員会」という。）の運営に必要な事項について定めるものである。

## (所掌)

第 2 条 本委員会は、第 5 期科学技術基本計画に基づき策定された科学技術イノベーション総合戦略 2017 の対象領域に資する民間機関等における研究開発プロジェクトの認定に係る審査を行う。

2 科学技術イノベーション総合戦略 2016「民間機関等における研究開発プロジェクト公募」の選定候補等プロジェクトの認定に係る審査及び認定プロジェクトの認定継続に係る審査も同様に行う。

## (組織)

第 3 条 委員会は、審査委員から構成する。

## (審査委員)

第 4 条 委員会の審査委員は次の 1 項及び 2 項から最低 1 名を構成員としなければならない。

- 1 総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会 専門委員
- 2 (1) 医学等の専門領域の有識者  
(2) 理学等の専門領域の有識者  
(3) 工学等の専門領域の有識者  
(4) 経営・知財戦略等に係る知見を有する者  
(5) 利用者の立場者
- 3 その他、委員長が必要と認める者を審査委員とすることができる。

## (審査委員の任期等)

第5条 審査委員の任期は、1年とする。ただし、補欠等の構成員の任期は、前任者等の残任期間とする。

2 審査委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条の審査委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故等があるとき、予めその指名する審査委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、審査委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

3 審査委員が会議を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の審査委員に議決権の行使を委任することはできない。

4 欠席する審査委員は、委員長を通じて、当該委員会の評価対象となる民間機関等における研究開発プロジェクトについて、書面により参考意見を提出することができる。

(評価の方法)

第8条 公募に応募された研究開発プロジェクトの具体的な審査方法は、委員会において別途定め、審査を行う。

2 認定の候補プロジェクトとしての推薦は、委員会の議をもって決する。

3 委員会は、認定の候補プロジェクトを内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)に報告する。

(公開)

第9条 委員会は原則公開する。ただし、委員長が委員会を公開しないことが必要と判断したときは、委員会を非公開とすることができる。

2 委員会を公開しないこととしたときは、その理由を公表しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた

ときは、委員会の決定を経て議事録のその全部又は、一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により、委員会の議事録の全部又は、一部を非公開としたときには、その理由を公表しなければならない。また、委員長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- 3 議事録、議事録の非公開理由、議事要旨は、適切な方法により公開しなければならない。

(資料の提出等の要求)

第 11 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に属する審査委員以外の者に対し、委員会に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付重要課題達成担当参事官(人・くらし担当)付において処理する

(雑則)

第 13 条 この運営規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本運営規則は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。